

1. 事業目的

神戸市では、神戸経済の持続的成長を促すため、若者が起業しやすいまちをめざして起業家（スタートアップ）のエコシステム構築に向けた取り組みを進めている。本事業は、その一環として、高校生、大学生、若手社会人などの若年層を対象に、起業関心層から起業家層まで各段階における多様なニーズに合ったプログラムや支援を提供する。加えて、既存の起業関連プログラムや支援内容の可視化・補完を行う。様々なステークホルダーと連携しつつ、若年層の起業を後押しする仕組みをつくることで起業家の裾野をひろげ、エコシステムのさらなる活性化を目指す。

2. 事業背景

神戸市は2015年から、海外への学生派遣プログラムや学生向けの育成プログラムなど、若年層の起業マインド醸成・育成事業を実施してきた。

一方で近年、自治体や民間企業が実施する起業関連のプログラムの一般化・内容の多様化が進む中、起業に関心を持つ若年層に対する適切な支援情報の提供およびその取捨選択のサポートや、組織や年代を超えたリアルな相談・交流機会提供の必要性が高まっている。

本事業では、神戸市および兵庫県を中心とした関西圏の起業関心層に適切なプログラム・支援を案内するコンシェルジュ機能の整備と、組織や年代を超えたリアルな相談や交流機会を生むコミュニティ形成を通じ、参加者の個々人に合わせた支援を実施することで、神戸の若年層起業家コミュニティの活性化を目指すとともに、市内外の若年層にとって神戸が「起業しやすいまち」であることを引き続き発信する。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

スケジュールについては、受託者からの提案をもとに、神戸市と協議の上確定することとするが、以下に神戸市の期待するスケジュールを記載する。

スケジュール(案)

令和4年5月下旬	契約締結
6月初旬	事業開始
6月下旬	各種プログラム開始

4. 事業内容

1) 趣旨

- ・ 受託者は、学生・若手社会人（以下、支援対象者という。）を対象とし、本事業の運営主体として、下記「3）具体業務内容」に記載する①から⑧の内容に加え、神戸市との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。
- ・ 本事業は、起業家育成プログラムを実施する関西圏の教育機関や既存の支援コミュニティと集客や機能面で連携しながら、互いを補完しあうことを意識した効率的かつ効果的な方法での実施を前提とする。
- ・ 本事業の支援対象者に広くアプローチし、本事業で構築するコミュニティへ150名を参画させることを目

指す。

- ・ 受託者は、本業務期間終了までに、本事業の参加者のうち 10 人以上が実際に起業に至ることを目標とすること。ただし、個人事業主・法人などの形態は問わない。また、目標の達成にあたっては、神戸市が実施する下記に例示する起業家向け施策や、その他の関係機関と連携をはかる。
 - グローバル・メンターシップ・プログラム
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a14333/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/newindustry/kobeglobalmentorshipprogram.html>)
 - 神戸市エンジニア創出事業
(<https://kobe-engr-lab.studio.site/>)
- ・ 活発なコミュニティ形成には対面でのコミュニケーションが必須であるため、本事業は可能な限りオフラインでの実施を前提とする。
- ・ なお、以下に記載の運営内容にとどまらず、神戸市は受託者による提案も受け付けることとする。

2) 支援対象分類の定義

本仕様書において、支援対象分類の定義はそれぞれ下記のとおりとする。

- ① 起業関心層
起業に興味を持っているが能動的に行動をしていない層、アイデアがない・もしくはアイデアはあるが起業の仕方がわからない層、起業家と交流しキャリアを検討したい層を対象とする。
- ② 起業準備層
起業をしたいという意思があり、それに向けて知識や仲間などを求めている層。実際に起業をする意思があるものの、起業準備を進める中でインターンに進む者もいると想定する。
- ③ 起業家層
本コミュニティと関わった者で、事業期間中及び、コミュニティ参加前 1 年以内に起業をした者。個人事業主、法人などの形態は問わない。

3) 具体業務内容

下記①～⑧を参考に、事業を実施する中で、参加者の声をもとに仮説を検証しながら、事業を遂行すること。また、いずれの項目においても、神戸市は、受託者による代替案や、協賛金の獲得や参加者の実費負担による資金の確保、神戸市との協働等の追加提案を受け付ける。

① コミュニティマネージャーの配置

(主な支援対象：①起業関心層、②起業準備層)

- ・ 下記に記載する②から⑥のイベント等の企画・実施・運営を行うコミュニティマネージャーを最低 2 名配置すること。
- ### ② 既存の起業家支援プログラムの把握・情報発信
- (主な支援対象：①起業関心層、②起業準備層、③起業家層)
- ・ 神戸市内および関西圏で実施されている、支援対象者へ向けた起業に関する各種プログラムや相談サービスの内容について、広く情報収集を行い、その情報を、ウェブページや SNS、メールなどで発信すること。情報発信の際は支援対象者が内容を理解しやすく、興味関心を持つデザインや掲載内容を精査し実装

すること。

- ・ 神戸市内外の 10 以上の起業関心層向けプログラムや支援の実施者と関係性を構築し、相互に集客しあう仕組みを構築すること。高校、大学、各種ピッチコンテストや支援プログラムの提供者などとの連携を想定するが、その他の提案も受け入れる。
- ・ コミュニティマネージャーは、支援対象者の支援ニーズや起業準備段階を把握し、本事業内外問わず支援対象者に適したプログラム・支援・サービスを紹介すること。また、必要に応じて支援対象者が各プログラムへ参加するまでの準備活動を支援すること。

③ 起業に関するオフライン相談窓口及びメンターの設置

(主な支援対象：②起業準備層)

- ・ 起業に関する無料の相談会を 1 か月に 2 回以上原則オフラインで実施すること。ただし、社会情勢や参加者のニーズに応じてオン・オフライン双方を活用し、起業関心層が相談をしやすい仕組みを構築すること。
- ・ 相談会場は市内のコワーキングスペース等、起業関心層が足を運びやすい場所を本事業の範囲内で確保すること。高校・大学などの連携団体が所有する施設での実施も可とする。
- ・ 対象は、起業に興味がある学生及び社会人を広く受け入れることとし、メンターは支援対象者の起業を支援する上で十分な起業/経営知識を有しつつ、支援対象者が気軽に相談できる者を配置すること。ただし、コミュニティマネージャーをメンターとして配置することも可とする。

④ オンラインコミュニティの管理・運営

(主な支援対象：①起業関心層、②起業準備層、③起業家層)

- ・ SNS やビジネスチャットツールなどを活用し、支援対象者が互いに交流できる場をオンライン上で提供する。
- ・ オフ・オンライン双方での情報発信や参加者同士のマッチング、参加者の興味や取り組む分野などによる少人数グループの形成など、支援対象者同士やコミュニティ間が活発に交流できる仕掛けづくりを行うこと。

⑤ 先輩起業家との交流会の開催 (月 1 回以上)

(主な支援対象：①起業関心層)

- ・ 実際に活躍する先輩起業家 (③起業家層を含む) と支援対象者の交流会など、起業を促進するための交流イベントを月に 1 度以上オフラインで開催すること。ただし開催方法については、社会情勢や参加者のニーズを踏まえながら適切な形を神戸市と協議の上決定すること。
- ・ 先輩起業家は、支援対象者からの興味関心を惹きつける人物を神戸市と協議の上選定し、招聘すること。その際、積極的に神戸市出身の起業家も選定すること。
- ・ 先輩起業家のもとでのインターンにつながる企画や、参加者の年齢や興味関心に合わせた企画など、参加へのモチベーションが高まる内容を検討し、実施すること。

⑥ 「起業」を後押しする学びや実践のイベントの企画・実行

(主な支援対象：①起業関心層、②起業準備層)

- ・ 起業関心層が自主的に参画する意識を持てるイベントや、起業準備層が実際に起業をするための行動や実践を後押しするプログラムや仕組みを、自由に企画し、実施すること（開催回数・期間は問わない）。
- ・ 本事業の運営中に得る参加者の声や要望に合わせ企画内容の変更等を行う場合は、事前に神戸市の承諾を得ること。

⑦ 支援対象者へのアンケート聴取およびそれに基づくプログラムの改善

- ・ 交流会など各種プログラム実施の際に参加者の層に合わせたアンケート聴取などを行い、プログラムの改善を図ること。

⑧ 業務継続性の担保

- ・ 本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、受託者は本市の指示のもと、本事業終了日までに本市が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継に伴う一切の作業を円滑に提供できるようにすること。なお、それにかかる経費は本事業委託費に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

5. 業務報告書について

1) 業務報告書(電子データでの提出とします)

① 業務の着手時に提出する書類(契約締結後、3週間を目途に提出することとします)

- ・ 業務工程表 1部
- ・ 業務実施体制図 1部
- ・ 業務計画書 1部

② 業務の実施中に提出する書類(毎月10日までに提出)

- ・ 月次報告書 1部

下記項目を含むものとする。

- ①コミュニティ参加者数
- ②オフライン相談窓口での対応実績
- ③各プログラムの実施状況
 - ・ 他の支援組織・プログラムとの連携内容
 - ・ 参加者の起業(準備)状況
 - ・ イベント実施結果

③ 業務の完了時に提出する書類(令和5年3月末日提出)

- ・ 業務完了届 1部
- ・ 業務報告書 1部
- ・ その他、業務によって得られた資料一式 1部

2) 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務委託書について確認を行う。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

納品場所：神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業課

6. 委託料(上限)

12,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

7. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。なお、当該業務遂行責任者はコミュニティマネージャーを兼務することも可とする。

2) 開発環境

設計・開発については、受託者において必要な環境を用意すること。

3) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

4) スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

本業務全般を通じて、関西の周辺自治体等との連携に意識して取り組み、神戸市の要請に応じて、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む自治体との連携協議に神戸市とともに対応すること。

5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS やウェブサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を 2023 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 指定された事業者がその権利を放棄する場合、本業務の受託者はその媒体を継続して運用することができる。ただし、そのアカウント名やサイト名を含む運用方法については、神戸市が本事業を継続するにあたり支障がない方法を神戸市と協議の上決定すること。

7) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸

市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

8) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

10) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

11) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

12) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上